

# 土 壌 汚 染 の 調 査

## はじめに

近年、土壌汚染は、水質・大気の汚染と同様に、大きな社会問題として取り扱われるようになってきました。発ガン性物質や特定有害物質など、人の健康に被害を与える恐れが大きい物質が検知されるケースが年々増加しており、国でも様々な措置が講じられるようになりました。

また、企業にとって、所有土地の汚染の可能性は不動産の売買などの取引の際に、大きな保有リスクとなり、その管理が重要になってきています。

さらに、法律の改正や新法の施行などに伴い、各自治体においても、一定規模（3,000m<sup>2</sup>）以上の土地の形質変更であって、掘削（地表から50cm以上）を伴う変更を行う際や、有害物質の取扱い事業の廃止などをきっかけに調査資料等の提出を義務づけるようになっていきます。

## 土壌汚染調査は、(一財)新潟県環境衛生研究所にご相談ください

当所は、土壌汚染対策法の基づいた調査を行うことができる環境省の指定機関です。また、環境計量証明事業所として、ISO-9001に則った分析業務を行っています。

土壌汚染状況調査に係わる調査の立案から、結果に対する評価、適切な対策措置まで対応します。

## 土壌汚染調査を行うケース

つぎのような場合に、土壌汚染調査が必要になります。

事業場が特定施設  
を廃止する場合

調査義務があります

3,000m<sup>2</sup>以上の  
土地の再開発を  
する場合

調査命令が出される  
ことがあります

事業場の近くで  
地下水汚染が  
発見された場合

調査命令が出される  
ことがあります

土地の売買に伴って  
調査を求められた場合

自主調査になります

## 特定施設とは・・・

水質汚濁防止法で定められた汚水等の排出施設で、地域の県環境センター（保健所）に届け出ている施設です。めっき施設の一部や、金属加工業などのトリクロロエチレン洗浄施設、テトラクロロエチレンを用いたクリーニング機などの有害物質を使用しているものが対象となります。以下はその一例です。

六十三 金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設

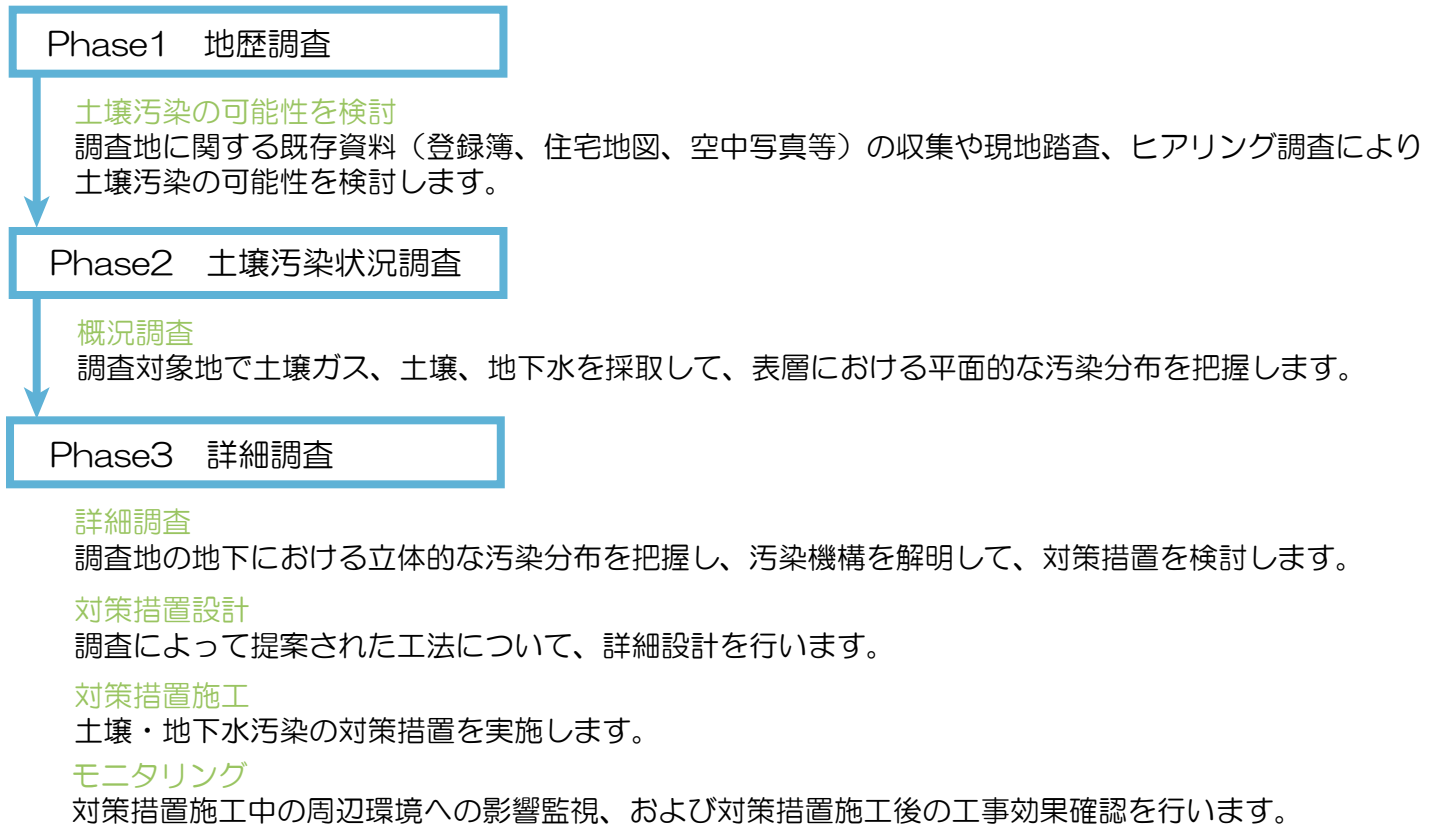
ニ 水銀精製施設

六十五 酸又はアルカリによる表面処理施設

六十六 電気めっき施設

七十一の五 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設

## 土壌調査の流れ



土壌汚染対策法では、つぎの表に示される特定有害物質が調査対象となります。

分類	特定有害物質の種類	溶出量基準 地下水基準	含有量基準	土壌ガス 定量下限値	
第一種 特定有害物質	揮発性有機化合物	四塩化炭素	0.002mg/l以下		0.1volppm以下
		1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下		
		1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下		
		シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下		
		1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下		
		ジクロロメタン	0.02mg/l以下		
		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下		
		1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l以下		
		1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下		
		トリクロロエチレン	0.03mg/l以下		
		クロロエチレン	0.002mg/l以下		
		ベンゼン	0.01mg/l以下		0.05volppm以下
		第二種 特定有害物質	重金属等		カドミウム
六価クロム	0.05mg/l以下			250mg/kg以下	
一全シアン	検出されないこと			50mg/kg以下 (遊離シアンとして)	
総水銀	0.0005mg/l以下			15mg/kg以下	
アルキル水銀	検出されないこと				
セレン	0.01mg/l以下			150mg/kg以下	
鉛	0.01mg/l以下			150mg/kg以下	
砒素	0.01mg/l以下			150mg/kg以下	
ふっ素	0.8mg/l以下			4,000mg/kg以下	
ほう素	1mg/l以下			4,000mg/kg以下	
第三種 特定有害物質	農薬等			シマジン	0.003mg/l以下
		チオベンカルブ	0.02mg/l以下		
		チウラム	0.006mg/l以下		
		P C B	検出されないこと		
		有機燐	検出されないこと		

一般財団法人 新潟県環境衛生研究所 先端技術センター 事業企画課

(担当：塩野、富所)

〒953-0135 新潟市西蒲区南谷内333番地1 Tel: 0256-91-4114 Fax: 0256-91-4118



土壌汚染対策法に基づく環境省指定調査機関 第2003-3-1089号

計量法に基づく新潟県計量証明事業所 第環45号